

暗号資産取引のパスワード盗用事例における損害の負担

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和2年3月2日

【事件番号】 平成30年（ワ）第38172号

【事件名】 仮想通貨権利移転手続等請求事件

【裁判結果】 一部棄却、一部却下

【参照法令】 民法85条・657条・665条の2・415条・555条・478条、資金決済に関する法律2条5項（令和元年6月7日法律第28号による改正前）

【掲載誌】 金判1598号42頁

◆ LEX/DB 文献番号 25584241

中央大学客員教授・弁護士 片岡義広

事実の概要

Xは、平成29年8月10日、仮想通貨交換業者Yとの間で、金銭や仮想通貨取引の預入れ及び払出しを行うアカウントを作成して、利用規約に基づくYのサービス利用契約を締結し、同月18日から平成30年1月18日まで、日本円を入金して仮想通貨の取引を行い、本件アカウントには、金銭及び仮想通貨が保管されていた。平成30年1月27日、大韓民国からのログインで新たな出金用外部コインアドレスが作成され、同日7分以内に、Xが本件アカウントに用いる正しいログインパスワード、ワンタイムパスワード及びPINコードが第三者に盗用されて大量の取引がなされ、仮想通貨が失われた。

そこで、Xは、Yに対し、次の各請求等をした。

(1)（主位的請求）仮想通貨ビットコインの寄託契約に基づくビットコインの返還債務の履行不能に基づく950万8080円の損害賠償請求及び遅延損害金

(2)（予備的請求1・2）(1) 仮想通貨の売買契約・(2) サービス利用契約の売買契約締結義務の債務不履行に基づく979万9819円の(1) 代金支払・(2) 損害賠償請求及び遅延損害金

(3)（予備的請求3）本件サービス利用契約に基づく7.9234BTCのビットコインの電子情報処理組織を用いた権利移転手続請求

(4)（予備的請求4）Xが本件アカウントに7.9234BTCのビットコインを保有していることの確認請求

判決の要旨

1 寄託契約は物の保管を目的とする契約であるところ、物とは有体物をいい、仮想通貨は電子的方法により記録される財産的価値にすぎず有体物ではないから寄託契約は成立しない。

2 (1) 本件利用規約のYの免責規定の効力は、第三者がパスワードを盗用して行った取引について利用者に及ぶ。

(2) 利用者が①初回ログインパスワードを変更せずに使用し、②ワンタイムパスワードのメール発行を選択し、③受信したメールを他の別のメールアドレスに転送されるように設定した上、そのログイン用パスワードの一部として用いていた4桁の数字を本件アカウントのPINコードとして使い回していたことが認められる管理状況からすれば、転送用メールアドレスのアカウントがハッキングされただけで、PINコードも容易に推知される可能性が高く、全ての認証が突破してしまったものであり、Xのパスワード管理が不十分であったことを原因とするというべきで、本件利用規約の効力が及ぶ。

(3) Yは、①Xを含む利用者に初回ログインパスワードの変更を強く推奨し、②ワンタイムパスワードについてメール発行を選択する場合、登録メールアドレスのアカウントがハッキングされると二段階認証が突破される可能性があることを説明し、SMS発行又は認証アプリ発行選択の推奨メールを送信していたこと、③メール発行を選択した場合に限り、資産を出金用外部コインアドレスに送付する際に、二段階認証に加えてPIN

コードによる認証を要することにする対策をしていたことから、Yに過失があるとはいえない。

3 仮想通貨の権利移転手続を求める給付の訴えを提起することで、権利関係全体に関する紛争の抜本的解決が可能であるから、保有確認を求める訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

判例の解説

一 暗号資産に関する論点

1 仮想通貨（暗号資産）の名称

まず、仮想通貨については、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）の令和元年6月7日法律第28号による改正で呼称が暗号資産に改められた。本判決は、法改正前の事件であるので、判決については「仮想通貨」、解説文では「暗号資産」の呼称を用いる。

2 暗号資産の保有形態——直接保有と間接保有

ビットコイン等の暗号資産は、ブロックチェーン¹⁾上に電子的に記録される財産的価値のある数値情報である。そして、暗号資産の保有には、①保有者がそのブロックチェーン上に直接記録されている直接保有の場合と、②ブロックチェーン上の記録は暗号資産交換業者（以下単に「交換業者」という）であるが、交換業者が開設した利用者のアカウント上に利用者のための保有数を記録するとどまる間接保有の場合とがある。

この関係は、①利用者自身が現金を所持している場合と、②現金を銀行に預け入れ、預金債権として保有している場合とに類似する点もあり、大多数の暗号資産の保有者は、このような交換業者を介した②の間接保有である。

3 暗号資産の法律問題

直接保有される暗号資産自体については、私法上の性質が何かとの論点²⁾があるが、まだ定説をみるというまでには至っていない。そして、強制執行や租税の滞納処分による差押えの方法³⁾等、数多くの問題がある。

ただ、本判決は、原告が交換業者を介する間接保有の事案であり、交換業者が策定した利用規約による債権関係に関する事案である。

4 本判決の争点の概観

本判決は、交換業者を介して保有している暗号資産がハッキングによるパスワードの盗用により喪失したという事案であり、この場合に利用者へ

の帰責を定める利用規約の法的効力とその適用の問題である。ただ、本件では、事実の概要の(1)から(4)までに記載のとおり、考える様々な請求が立てられ、判示がなされた。

二 暗号資産について寄託契約の成否

1 本判決の判示

本判決は、暗号資産の寄託契約に基づく返還請求債務の履行不能に基づく損害賠償請求の主位的請求について、「寄託契約は、物の保管を目的とする契約であるところ（民法657条）、民法上、物とは有体物のことをいい（民法85条）、有体物とは、空間の一部を占めて、有形的な存在のものをいうと解されるのに対し、ビットコインを含む仮想通貨は、電子的方法により記録される財産的価値であるにすぎず（資金決済法2条5項1号）、空間の一部を占める有形的なものではない」ことから「仮想通貨は有体物とはいえず、仮想通貨を寄託の目的物とする寄託契約は成立し得ないものである。」と判示して、請求を棄却した。

2 寄託契約に準じる法律関係の検討

(1) 本件の寄託契約に基づく請求

上記の判示は、寄託契約の実定法解釈と適用としては正しい。

しかし、暗号資産は、秘密鍵の保持により、事実上排他的にこれを支配しうるものなので、物権と同様の支配関係がある。そして、本件判決も、「本件アカウントに保管されている金銭及び仮想通貨」と暗号資産の「保管」を認定しているのであるから、「物」ではなくとも、「（暗号資産という）『もの』の保管を目的とする契約」ではある。したがって、民法の寄託契約の規定を準用または類推適用をして、寄託契約と同様の法律関係を認めるべきである⁴⁾。

なお、給付請求認容の判決は、債務名義としての効力を持つが、その給付請求の立て方が問題となる。寄託契約の場合の訴訟物は、例えば「寄託契約に基づく目的物返還請求権としての引渡請求権」ということになるが、判決のいうとおり、暗号資産が有体物でない以上は、「目的『物』返還請求権」としての「引渡請求」という物理的な方法を探りえない。そこで、「寄託契約に準じる保管対象の返還請求権としての」請求権を考えると、具体的な請求を工夫する必要がある。

ブロックチェーン上不可逆的な記録である暗号

資産が喪失した以上、その返還の記録作成は事実上不可能である。そこで、履行不能に基づく損害賠償請求をすることには肯首できるものがある。よって、本判決が寄託契約の不成立の理由のみで棄却の結論を導いたことには疑問がある。

(2) 「寄託契約に準じる保管対象の返還請求権」としての具体的な請求

本件では、主位的請求の他に、様々な具体的な請求が立てられた⁵⁾。

ア まず、原告は、交換業者のウェブサイト外の訴訟上の注文に基づく売買代金相当額の払戻請求と売買契約締結義務の不履行に基づく損害賠償請求をした。しかし、これは主位的請求の認容を前提とするもので、必ずしも本筋でなく、本件判決がこの請求を棄却したのは正当である。

イ 次に、予備的請求3で、原告は、本件サービス利用契約に基づく暗号資産の電子情報処理組織を用いた権利移転手続請求をしたがこれが本件の本筋であると考えられ、以下の3で詳述する。

ウ また、原告は、上記イの給付請求に加え、予備的請求4で本件アカウントに暗号資産を保有していることの存在確認請求もした。筆者は、この確認請求も有力な方法と考えている⁶⁾。しかし、給付請求に併せてすることは問題であり、給付請求で目的を達することができる以上は、確認請求の訴訟要件である確認の利益を欠くこととなって、本件判決は、この請求を却下した。

3 権利移転手続請求

原告が被告に対し、予備的請求3として、暗号資産の電子情報処理組織を用いた権利移転手続請求をしたが、これが本件事案での本筋の法律技術的な争点であったと考えられる。

(1) 請求の特定と適法性

まず、請求については、「被告は、原告に対し、ビットコイン7.9234BTCについて、電子情報処理組織を用いた権利移転手続をせよ。」とした請求の特定があるかどうかという適法性が問題となり、本件判決は、これを肯定した。

暗号資産は、前述のとおり①ブロックチェーン上に記録された暗号資産自体と②交換業者のアカウントに契約上記録される債権関係との2類型があり、本件はこの②が問題となるものである。

これは、不動産等の所有権移転登記手続請求に擬して考えることができるが、不動産の権利移転手続の場合には、不動産登記法があってその手続

は法的に一義的である。しかし、暗号資産の場合、上記の請求では、①ビットコイン自体のブロックチェーン上の権利移転手続なのか、②被告交換業者の原告のアカウント上での権利移転手続なのかが明らかではない。したがって、前者①だとすれば、「ビットコインのブロックチェーン上に」等との文言を付加する必要があると思われるし、本件では、原告の意思は後者②であると解されるから、「原告が被告のウェブサイト上に本件サービス利用契約に基づき開設したアカウントに」等との文言が必要になるものとする。したがって、筆者は、本件判決の請求の趣旨の請求の立て方では、そのいずれかが不明であるから、訴訟物の特定を欠くものであったと考える。確認請求では、この特定がされた記載がなされているのであるから、この点について、裁判所が正確な理解をして釈明することが期待されたと考える。

なお、このような給付請求の立て方が難しいのであれば、給付請求をせずに、予備的請求4でしたように、交換業者のアカウント上に暗号資産を保有していることの確認請求のみをする方法も有力な方法であったと考える。

(2) 強制執行の問題

なお、登記手続請求は、被告が登記官に対する登記手続の意思表示の給付と考えられており、登記権利者が判決書を添付して登記手続請求をすれば単独で登記手続の経由ができる。しかし、暗号資産に係る上記請求は、原告のアカウントに暗号資産を保有する旨の記帳を被告に命じる為す債務であると考えられる。そこで、交換業者が任意に応じない場合には、間接強制（民法414条1項本文）によることとなるという強制執行上の問題はある。この点は、確認請求のみにとどまる場合も同様である。しかし、悪質な事業者でない限りは、いずれの場合も現実には判決を受けた任意の履行により、問題が解決することにはなる。

三 利用規約の帰責条項の適用要件

1 利用規約の条項

本件の実質的争点は、原告への帰責要件を定める次の利用規約の条項の解釈と適用であった。

「パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、漏洩、第三者の使用、盗用等による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。登録ユーザー本人

が入力したか否かにかかわらず、パスワードまたはユーザー ID の一致により当社が本人認証を行い、本サービスの利用が行われたこと（例えば、登録ユーザーが利用するメールサービス等の他社のサービスでパスワードまたはユーザー ID が盗まれる等した結果、本サービスの利用が行われたことを含む）を直接または間接の理由として損害が生じた場合を含みます。」

2 本件判決が定立した適用要件

本件判決は、①「同条項は、登録ユーザーのパスワード管理が不十分であったこと等を原因として第三者がパスワードを盗用して行った取引について、その効力が当該登録ユーザーに及ぶことも定めるもの」として、利用者である原告の管理不十分の過失と損害との因果関係を詳細に認定し、さらに、②被告は「過失があるとはいえないから、原告の上記主張は採用することができない」と、判決の要旨記載のとおり、事実関係についても詳細な認定をして、原告の請求を棄却した。

すなわち、本判決は、利用者への本件利用規約の帰責要件を①利用者の過失と因果関係にある損害であること、②損害発生につき交換業者が善意無過失であることの双方と考えたように読める。

3 本件利用規約の規定の解釈

(1) 原告の過失と因果関係の要件

確かに、本件規約第 1 文は、「盗用等による損害の責任」（下線筆者）としているから、原告の管理不十分または盗用等と損害の間の因果関係を適用要件としているものと解される。しかし、第 2 文は、パスワードが盗用された場合は、無条件で利用者が責任を負って、交換業者は責任を負わない旨を規定したものと読める。

(2) 被告の善意無過失の要件

原告の「民法 478 条等との平仄から（中略）被告が善意無過失であるときに限られる」等との主張を受け、判決は、「（被告に）過失があるとはいえないから、原告の上記主張は採用することができない」（下線筆者）としており、被告の善意無過失も要件としたものと考えられる。本判決は、利用規約が被告の善意無過失を要件としていないのに、その要件を付加したことになる。

4 被告の善意無過失は要件か

ところが、本件判決は、被告の善意無過失を要件とした根拠について示すところがない。

1 つには、キャッシュカードによる銀行預金の

無権限者による機械式払戻しについて、民法 478 条の適用による銀行の善意無過失を要件とした判例法理⁷⁾に準じたことが考えられる。しかし、法律が強制通用力を認める法貨の銀行預金と、自己責任が原則とされる株式よりも価格変動が激しく投機的ともされる暗号資産の取引とを、特段の根拠なく同列に取り扱うことには疑問がある。

他には、消費者契約法 8 条 1 項 1 号または同法 10 条による民法 478 条との比較によって、規約条項の一部無効を検討したということも考えられる。原告からの明示の主張はないものの、事実関係は原告の主張に表れているものとして、かかる判断をしたものと解すべきなのかも知れないが、法令上の根拠の明示がないとの問題はあろう。

四 結語

以上、本件判決は、暗号資産の特殊性から、多くの論点と問題をはらみ、また、事例判決ながら、交換業者の利用規約と注意義務等の在り方について詳細に検討をしている点など、理論的にも実務的にも各方面で検討材料となる判決である。

●—注

- 1) ブロックチェーンにつき、全国銀行協会「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書」（2017 年 3 月）参照（https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/blockchain/blockchain_report.pdf（2021 年 2 月 17 日閲覧））。
- 2) 拙稿「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA2017 年 4 月号 12 頁（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_04/p02-25.pdf（2021 年 2 月 15 日閲覧））。
- 3) 高松志直「電子マネーおよび仮想通貨に対する強制執行」金法 2067 号（2017 年）50 頁、本多健司「仮想通貨返還請求権の差押えをめぐる実務上の諸問題」金法 2111 号（2019 年）6 頁、柳原悠輝「仮想通貨に関する強制執行——裁判例の考察と今後の展望」金法 2123 号（2019 年）13 頁。
- 4) 拙稿・前掲注 2）文献。
- 5) 本判決の主位的請求と予備的請求に関しては、選択的請求ではないか等、様々な民事訴訟法上の論点を含んでいるが、紙幅の関係で問題の指摘にとどめる。
- 6) 預貯金者保護法の補てん請求に関する場合と同様に、確認請求は有力な手法と考える。拙稿「預貯金者保護法の『偽造カード等の意義』」金判 1336 号（2010 年）202 頁。特に、206 頁注 9 参照。
- 7) 最三小判平 15・4・8 民集 57 巻 4 号 337 頁（判時 1822 号 57 頁）。ただし、預金者に過失があり、銀行は無過失であるとして、預金者の請求を棄却した事例。